

答 申 第 7 7 号
(諮 問 第 7 6 号)

令和元年（2019 年） 7 月 16 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年（2018 年）11 月 26 日付け鎌総第 2542 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）5 月 25 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「広域的なまちづくりに関する打合せ（関係機関等打合せ含む）を下記の日付で実施した際の資料を公開請求する。平成 29 年 10 月 23 日、平成 29 年 11 月 1 日、平成 29 年 11 月 9 日、平成 29 年 11 月 17 日、平成 29 年 12 月 25 日、平成 30 年 1 月 23 日、平成 30 年 3 月 14 日、平成 30 年 4 月 11 日、平成 30 年 4 月 19 日」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）6 月 7 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）5 月 25 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「広域的なまちづくりに関する打合せ（関係機関等打合せ含む）を下記の日付で実施した際の資料を公開請求する。平成 29 年 10 月 23 日、平成 29 年 11 月 1 日、平成 29 年 11 月 9 日、平成 29 年 11 月 17 日、平成 29 年 12 月 25 日、平成 30 年 1 月 23 日、平成 30 年 3 月 14 日、平成 30 年 4 月 11 日、平成 30 年 4 月 19 日」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）6 月 7 日付け鎌倉市指令深地第 12 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで提出した審査請求書、同年 7 月 25 日付けで提出した反論書、同年 8 月 27 日付けで提出した再反論書及び同年 9 月 25 日付けで提出した再々反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成 30 年（2018 年）4 月 11 日付け鎌倉市指令深地第 3－2 号行政文書一部公開決定処分（以下「第 3－2 号処分」という。）と本件処分とは、公開された文書の枚数が異なる。

イ 平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託の委託期間は平成 30 年 3 月 30 日までであり、本件処分時には成果物が納品されているので、公開請求した行政文書に含まれる情報は検討途中の確定していない情報ではなく、条例第 6 条第 3 号には該当しない。

ウ 条例第 6 条は、行政文書の公開請求があった場合は、原則公開すべきことを定めており、非公開は例外であるとしているところ、本件処分は検討段階の未成熟を理由に極めて安易に非公開部分が広げられており不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）7 月 12 日付けで提出された弁明書、同年 8 月 15 日付けで提出された再弁明書及び同年 9 月 18 日付けで提出された再々弁明書並びに平成 31 年（2019 年）4 月 15 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 第 3－2 号処分は負担金についての協議資料を対象としているが、本件処分は全ての協議資料を対象としている。このように、各々の請求内容が違うことから、公開した文書の枚数が異なっているものである。

(2) 本件請求に係る打合せ資料は、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託の成果物を作成する上での検討資料となる未成熟な情報が含まれており、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがある

ことから、条例第6条第3号に該当するものとして非公開としたもので、このことは成果物が納品された後であっても変わるものではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び再々反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、広域的なまちづくりに関して、実施機関が内部及び関係機関との間で行った打合せに係る資料である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 公開された文書枚数の相違について

審査請求人は、第3-2号処分と本件処分とでは、公開された文書の枚数が異なると主張するところ、それぞれの処分は、そもそも異なる請求内容に対するものであるため、請求により公開対象となる文書も異なるとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は見当たらない。

- (3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書には未成熟な情報が含まれており、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあることから、条例第6条第3号に該当し、非公開としたものであると主張する。

ウ そこで、当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が主張するとおり、関係機関等との打合せ資料には、関係機関相互の費用負担のあり方についての協議内容や経済効果等の

見込みなど、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがある情報が記載されていることが認められた。

これらの内容は、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託の成果物を作成する上で、検討資料とされたものであるが、上記の情報が未成熟であるという性質は成果物が納品されたことをもって変わるものではないため、実施機関の主張には理由がある。

よって、条例第 6 条第 3 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
H	3 0 /	5 / 2 5	行政文書公開請求書が提出される
		6 / 7	行政文書一部公開決定通知書送付
		6 / 1 8	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		7 / 1 2	処分庁が弁明書を提出
		7 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		8 / 1 5	処分庁が再弁明書を提出
		8 / 2 7	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		9 / 1 8	処分庁が再々弁明書を提出
		9 / 2 5	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
	1 1 /	2 6	審査会に対し諮問
H	3 1 /	4 / 1 5	第 106 回審査会で審議 (処分庁からの口頭による決定理由説明)
R	1 /	6 / 2 4	第 108 回審査会で審議
		7 / 1 6	答申（答申第 77 号）